

改正 平成24年3月30日規則第14号 平成26年10月21日規則第55号

沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則

題名改正〔平成24年規則14号・26年55号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(平成24年沖縄県条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年規則14号・26年55号〕

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(職員の資格)

第3条 条例別表第2の3に規定する規則で定める者は、保育士の資格を有する者であつて、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものとする。

2 条例別表第2の3に規定する規則で定める場合は、幼稚園の教員の免許の取得に向けた努力を行っている場合とする。

第4条 条例別表第2の4に規定する規則で定める者は、幼稚園の教員の免許状を有する者であつて、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものとする。

2 条例別表第2の4に規定する規則で定める場合は、保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合とする。

(外部搬入による食事の提供の要件)

第5条 条例別表第3の7に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

(3) 受託業者が、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。

(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育・発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

(教育及び保育の内容)

第6条 認定こども園における教育及び保育の内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づかなければならない。

2 認定こども園における教育及び保育の内容は、認定こども園に固有の事情に配慮し、別表に掲げる基準に適合するものとする。

全部改正〔平成26年規則55号〕

(保育者の資質向上等)

第7条 条例別表第5に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- (2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- (3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士の資格を有する者の相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。この場合において、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。
- (5) 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮される能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

一部改正〔平成26年規則55号〕

(子育て支援事業)

第8条 条例別表第6に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するとともに、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対し働きかけていくこと。
- (2) 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業のほか、子育て支援相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保することが該当すること。
- (3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

一部改正〔平成26年規則55号〕

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月21日規則第55号)

この規則は、沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第50号）の施行の日から施行する。

別表（第6条関係）

教育及び保育の内容に関する基準

第1 教育及び保育の基本及び目標

- 1 認定こども園における教育及び保育は、零歳から小学校就学前の全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という2の機能が一体として展開されなければならないこと。
- 2 認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならないこと。
  - (1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

- (2) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- (3) 人とかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
- (4) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- (5) 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。
- (6) 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

3 認定こども園は、2に掲げる教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならないこと。

## 第2 認定こども園として配慮すべき事項

認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならないこと。

- (1) 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、零歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。
- (3) 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

## 第3 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園における教育及び保育については、第2に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならない。また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならないこと。

- (1) 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- (2) 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- (3) 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定するなどの工夫をすること。
- (4) 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

## 第4 教育及び保育の環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならないこと。

- (1) 零歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

- (2) 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活リズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。
- (3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。
- (4) 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

## 第5 日々の教育及び保育における留意点

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならないこと。

- (1) 零歳から小学校就学前の子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。
- (3) 1日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。
- (4) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。
- (5) 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、次に掲げる点に留意すること。
  - ア 望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。
  - イ 食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。
  - ウ 利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。
- (6) 午睡は、生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律にならないよう配慮すること。
- (7) 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別の配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- (8) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。この場合において、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。
- (9) 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

## 第6 小学校教育との連携

認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならないこと。

- (1) 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
  - (2) 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
  - (3) 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。
- 一部改正〔平成24年規則14号・26年55号〕